

木更津市健康増進センター 指定管理者募集要項

令和6年7月
木更津市健康こども部健康推進課

木更津市健康増進センター指定管理者募集要項

木更津市健康増進センターの指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり公募します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

木更津市健康増進センター

(2) 所在地

木更津市潮浜三丁目1番地

(3) 敷地面積 15,336.64㎡

① 屋内温水プール棟

・構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨平家建

・延面積 1,894.40㎡

・竣工 昭和63年3月28日

・施設内容 ア 屋内温水プール

25mプール（ステンレス製全溶接構造、25m×15m、7コース、水深1.0m～1.2m）

幼児用プール（ステンレス製全溶接構造、15m×5.74m（変形）、水深0.600m～0.07m）、すべり台、足洗い場、シャワー室、

更衣室、ロッカー、更衣ブース、シャワー室、トイレ、身障者用トイレ

監視員室、倉庫、採暖室

機械室、機械監視室、電気室、倉庫

貯水槽（屋外）、全自動可逆式珪藻土ろ過装置

イ 事務室

事務室、職員更衣室、休憩室、給湯室、医務室

ウ 供用施設

ホール、受付カウンター、トイレ、身障者用トイレ、廊下、フリースペース

② 機械トレーニング棟

・構造 鉄筋コンクリート造平家建

・延面積 746.23㎡

・竣工 平成元年3月28日

・施設内容 機械トレーニング室、更衣室、リラックスホール、ふれあいの間（和室20帖）
相談室（和室8帖）、スタジオ、トイレ、給湯室、ホール、廊下、渡り廊下、倉庫

③ 駐車場

・収容台数 門扉内 40台（うち身障者用3台）

門扉外 26台

④ 自転車置場

・構造 アルミ製

・面積 12.58㎡

- ・竣工 平成2年9月25日
- ・収容台数 30台

⑤ 休憩所

- ・構造 木造スレート葺平屋建
- ・延面積 67.07㎡
- ・竣工 平成2年9月25日
- ・施設内容 トイレ、倉庫

⑥ 東 屋

- ・構造 木造スレート葺平屋建
- ・延面積 25㎡
- ・竣工 平成2年3月26日

⑦ ソフトバンク携帯電話用無線基地局（敷地内にあるが貸付中のため管理不要）

- ・延面積 130.2㎡

（以下参考）・・・敷地に隣接しているが、管理を必要としない構造物（木更津市都市整備部所管）

⑧ 潮浜歩道橋

- ・構造 鋼製単純合金H桁、アルミ製高欄
- ・延長 橋梁部28.5m、取付部42.8m、幅員2m

⑨ 歩行者通路（潮浜歩道橋から国道への歩行者用通路）

- ・延長（概ね）11m、幅員2.5m

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料

- (1) 市が支払う指定管理料は、次の額を上限とし、災害等の復旧の経費等特別な場合を除き原則として増額しません。災害等による額の変更等は、木更津市と指定管理者との協議により定めるものとします。

また、上限額には、市が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税相当額が含まれています。

指定管理料上限額336,000千円（5年度分）

指定管理料は、それぞれの会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）分を、各四半期最終月（6月・9月・12月・3月に4分割した額）に分けて支払います。

なお、上記金額は消費税率および地方消費税率を10%として算定しています。今後、消費税法（昭和63年法律第108号）改正に伴い、消費税率および地方消費税率に変動が生じた場合は、木更津市は、同法の施行日以降の指定管理料に相当額を加減して支払うものとします。

- (2) 指定管理者は、管理業務の実施に必要な経費を、市が支払う指定管理料と利用料金の収入によって賄うものとします。

ただし、指定管理期間内に料金改定を実施し、利用料金収入に増減が生じた場合は、その額を指定管理料から加減して支払うものとします。

- (3) 上記(1)に示した「指定管理料上限額（５年度分）」を上回る応募は失格となります。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 木更津市健康増進センターの設置及び管理に関する条例（平成１８年木更津市条例第１７号）等に定めるところにより、木更津市健康増進センターの使用に供すること。
- (2) 木更津市健康増進センターの運営及び維持管理をすること。
- (3) 木更津市健康増進センターの利用料金に関すること。

※業務内容の詳細については、「木更津市健康増進センター指定管理者に関する仕様書」のとおりです。

5 職員の駐車場

管理対象施設に勤務する職員の駐車場については、応募者が用意するものとします。駐車場が用意できない場合のみ、利用者に支障のない範囲で、使用台数を本市に申告し、管理対象施設の一部に駐車することを認めます。ただし、使用料金（通勤用の自家用４輪自動車１台につき７５０円／月）は、応募者が負担することとします。

6 自主事業の提案

- (1) 自主事業は、「第４次健康きさらづ２１（木更津市健康増進計画）」の目的に合致し、市民の健康づくりへの意識向上を促進するためのものとします。

施設の設置目的を踏まえ、市民サービスの向上や利用者の増加に効果的であり、かつ実現可能な自主事業を提案してください。

なお、自主事業は指定管理者の費用負担により企画実施するものとします。現指定管理者の主な自主事業の内容を参考にお知らせします。

- ① 無料送迎バスの運行（市内４ルート）
- ② トレーニングマシンの設置（市が設置した機器以外の持込み）
- ③ プライベートロッカーの設置
- ④ 各種教室
- ⑤ 本市学校水泳プールや高齢者福祉課等の介護予防事業への協力

※⑤の本市学校水泳プールや高齢者福祉課等の介護予防事業への協力は、基本的には本市各所管課等との協議によりますが、本市事業に関わる部分ですので可能な限りご協力をお願いします。

7 応募資格

- (1) 健康増進施設及び温水プール等の管理運営業務に必要な知識と経験を有し、当該施設を適正に管理運営することができる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること（法人格の有無は問わない。）。個人で応募することはできません。
- (2) 連合体を構成して応募する場合

複数の団体が連合体を構成して応募する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が応募手続を行うこと（他の団体は構成員とする。）。

なお、複数の連合体において、同時に構成員になることはできません。

また、単独で応募した団体は、他の連合体申請の構成員になることはできません。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの。
- ② 応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの。
- ③ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る）、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの。
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過していないもの。
- ⑤ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの。
- ⑥ 次に示す暴力団排除措置事由に該当するもの。
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - ・役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ・役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ・役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- ⑦ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に適正に加入していないもの。
- ⑧ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けているもの（受けている場合は、必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みであること）

8 募集要項及び仕様書並びに申請様式の配布

(1) 配布場所

木更津市ホームページにて配布

(2) 配布期間及び配布時間

令和6年7月1日（月）から8月6日（火）まで（土日を除く）

午前9時から午後5時まで

(3) 配布方法

- ① 木更津市ホームページ（ページ番号：10028）に公表します。そちらよりダウンロード

してください。

- ② 窓口、郵送、FAX、電子メール等による配布は行いません。

※木更津市ホームページからダウンロードができない場合は問合せ先へご相談ください。

9 応募手続き

(1) 応募書類の提出

応募書類は次の表のとおりです。連合体で応募する場合は、①・②・③・⑫・⑬以外の書類は、すべての構成員ごとに提出してください。

応 募 書 類	提 出 部 数
① 指定管理者指定申請書（別記第1号様式）	正1部・副10部
② 指定施設の管理に係る事業計画書（様式第1号） 令和7年度から令和11年度までの事業計画について提案してください。	正1部・副10部
③ 指定施設の管理に係る収支計画書（様式第2号） 令和7年度から令和11年度までの収支計画について提案してください。	正1部・副10部
④ 団体の経営状況を説明する書類 財務状況を明らかにすることができる書類であり、法人にあっては、決算書類（申請日の直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び資産等の状況を示す書類）等であり、その他の団体にあっては、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書等です。	正1部・副10部
⑤ 団体の組織及び概要を記載した書類 団体の組織、沿革その他の事業の概要を記載した書類	正1部・副10部
⑥ 団体役員表（様式第3号） ※応募団体及びその役員の情報を、警察に提供することについての同意書	正1部・副10部
⑦ 団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	正1部・副10部
⑧ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書	正1部・副10部
⑨ 納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書各1か年分（市税については「市税完納証明書」。） 【注】	正1部・副10部
⑩ 労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）に加入していることを証する書類	正1部・副10部
⑪ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入していることを証する書類	正1部・副10部
⑫ 構成団体を記載した書類（様式第4号） （※法人で連合体を構成した場合）	正1部・副10部
⑬ 連合体協定書（様式第5号） （※法人で連合体を構成した場合） 構成団体の役割分担等を明らかにし、連合体結成を証明できる書類	正1部・副10部

【注】

ア 木更津市内に本社がある場合は、市税（法人市民税・代表者個人の市県民税）及び国税（法人税・消費税及び地方消費税）・・・市内業者

イ 木更津市内に営業所がある場合は、市税（法人市民税）・千葉県税（法人事業税・法人県民税）及び国税（法人税・消費税及び地方消費税）・・・準市内業者

ウ 千葉県内に本社がある場合は、千葉県税（法人事業税・法人県民税）及び国税（法人税・消費税及び地方消費税）・・・県内業者

エ 千葉県外に本社がある場合は、国税（法人税・消費税及び地方消費税）及び千葉県内に営業所等があるものは、千葉県税（法人事業税・法人県民税）・・・県外業者

※上記ウ及びエに該当するもので法人又は代表者個人に木更津市税が課税されている場合は、その納税証明書を添付してください。法人登録のない団体においては、代表者の所得税及び代表者個人に木更津市税が課税されている場合は、その納税証明書を添付してください。

新設会社の場合は、法人設置等報告書の控えとします。

(2) 応募受付場所

問合せ先に同じ

(3) 受付期間及び受付時間

令和6年7月23日（火）から8月6日（火）まで（土日は除く）

午前9時から午後5時まで（必着）

(4) 応募方法

① 応募は、持参又は郵送に限ります。

② 令和6年8月6日（火）までに必着とします。

③ 提出書類「正・副」すべてに、見出し（インデックス）を付してください。

(5) 市が追加を依頼する書類

市が必要と認める場合は、本要項9. (1)で定める応募書類以外の書類の提出を求める場合があります。

(6) ヒアリングの実施

市が必要と認めるときは、応募書類の提出後に応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。

(7) 応募者が運営する類似施設等の実地調査

市が必要と認めるときは、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行う場合があります。

(8) 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、木更津市は指定管理者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(9) 特許権等

申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

(10) 応募に関する留意事項

① 指定管理者指定申請書の提出をもって、募集要項及び仕様書の記載内容を承諾したものとします。

② 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

③ 指定管理業務履行に伴う法人市民税等の課税の有無及び税額等については、賦課権者に照会してください。

- ④ 提出書類の変更及び返却は認めません。
- ⑤ 提出書類等については、情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑥ 申請書提出後に辞退する場合は、辞退届けを提出してください。

(11) 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかった場合
- ② 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤ 同一の申請者が複数提案を行った場合
- ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦ 著しく信義に反する行為があった場合

10 現地説明会の開催

(1) 開催日時

令和6年7月11日（木）午前10時30分から（受付：午前10時15分から）

(2) 開催場所

木更津市健康増進センター（木更津市潮浜三丁目1番地）

(3) 参加申込み

- ① 希望する団体は「現地説明会参加申込書（別紙1）」に必要事項を記入のうえ、健康推進課窓口へ持参（土日を除く）又は郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、令和6年7月8日（月）午後5時までに申し込んでください。

※健康推進課窓口以外は、必ず送付した旨の電話連絡をお願いします。

- ② 参加人数は、各団体2名以内とします。

11 公募内容に関する質問

(1) 質問の受付期間及び受付時間

令和6年7月11日（木）から7月18日（木）まで（土日祝日を除く。）

午前9時から午後5時（必着）

(2) 質問の方法

「質問書（別紙2）」により、健康推進課窓口（土日祝日を除く）、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで行ってください。

※健康推進課窓口以外は、必ず送付した旨の電話連絡をお願いします。

(3) 質問の受付場所

問合せ先に同じ

(4) 質問への回答予定期日

質問に対する回答は、質問者を非公開としたうえで令和6年7月22日（月）17時頃までに木更津市ホームページに掲載する予定です（前後する場合があります）。

12 指定管理者候補者の選定等

(1) 選定方法

① 指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の結果、順位第１位となった者とし、指定候補者の審査にあたり、選定委員会が必要と認めたときは、応募者に説明を求める場合があります。また、他の応募者がいない場合においても、選定委員会での審査を経て選定します。なお、審査の結果、基準に達する者がいないと認め、該当者なしとする場合があります。

② 審査内容

選定委員会における指定候補者の選定に当たっては、次の選定基準及び審査(評価)基準並びに配点ウェイトにより審査します。

選 定 基 準	審 査 項 目	審 査 内 容	配 点
１ 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第４条第１項第１号）	（１）管理運営にあたっての基本理念、姿勢について	・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	１０
	（２）利用者の平等な利用を図るための具体的な方策	・市民等の平等な利用の確保が図られる内容となっているか ・事業内容等が一部の市民、団体等に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか	１０
２ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第４条第１項第１号）	（１）利用者のサービス向上を図るための具体的な方策	・健康増進センターの利用者サービスの向上や利用促進に対する取り組みは、適切かつ実現可能な内容となっているか	２０
		・施設の設置目的との適合性は図られているか	２０
		・地域住民や関係機関との連携が図られているか 利用者の要望、また苦情処理やトラブルへの対応は適切か	１０
		・自主事業は独創的で魅力的な実現性の高い提案となっているか	２０
	（２）施設の維持管理の内容、適格性及び実現性及び可能性	・日常的な施設の安全管理や使用者の安全確保の具体的な方策が立てられているか	１０
		・施設・設備等の維持管理を適正（有資格者による法定点検等）に実施できる具体的な計画が立てられているか	１０
	（３）効率的な運営の確保	・経費節減を図るための具体的方策の提案、実現可能性について	１０
３ 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人	（１）施設管理への意欲、熱意について	・施設管理への意欲、熱意はあるか	５

員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	（２）運営の透明性、公平性について	・誰もが利用しやすく、公平で透明性の高い運営を行えるか	5
	（３）団体の安定性、継続性について	・財政状況は健全であり、業務を確実に行える経営的に安定している団体であるか。	10
	（４）収入支出の積算と管理計画の整合性・実現性について	・実現可能な事業計画であり、予算規模や内容が計画にそって適切か。	10
	（５）職員構成、職員数、職員採用・確保方法、研修(育成)体制等	・業務を円滑に推進できる職員等の配置や業務分担がなされ、また、職員等の指導育成や研修体制は十分であるか。	5
	（６）他の団体と比較した費用対効果	・提案された事業規模や計画が適切であり、加えて経費の面からみて優位か。	20
	（７）類似施設の運営実績	・施設管理にどの程度の実績があり、良好な管理運営が期待できるか。	5
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	（１）社会的弱者への配慮	・社会的弱者に対する配慮に関して、具体的な提案がなされているか。	10
	（２）危機管理計画	・事故や災害発生時の危機管理にかかる意識や能力があり、発生時の具体的な対応が示されているか。 ・本市の地域防災計画を踏まえた避難所運営、地域と連携した日常的な防災への取り組みが示されているか。	10
合 計 点 数			200

※最低基準点 102点

③ 市内業者の加点

市内事業者等の参入増大のため、申請団体が市内事業者等の場合には、選定審査時に当該市内業者等の総合計点に以下のとおり、加点します。

申請団体の形態	本社所在地	契約権限を委任された支店等所在地※	代表の本社所在地	構成団体の本社所在地	総合計点への加点
単体	市内	問わない	-	-	5%
	市外	市内	-	-	3%
連合体	-	-	市内	全団体が市内	5%
	-	-		上記以外	4%
	-	-	市外	一部団体が市内	3%

※木更津市入札参加資格者名簿に登録されている支店や営業所などを指します。登録がない場合は、委任状等にて確認させていただきます。

④ 簡易審査

応募者が現在指定管理者として指定されている1団体だけであった場合は、簡易審査とします。簡易審査では、②の選定基準ごとに可否を評価し、その結果に基づき総合的に可と評価した委員が半数を超えた場合に、指定候補者とします。

(2) 選定結果

- ① 指定候補者の選定は、令和6年10月頃の予定です。
- ② 選定結果を応募者全員に文書で通知するとともに、選定した指定候補者及び審査内容について公表します。

(3) 木更津市議会の議決等

- ① 木更津市は、地方自治法に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案（以下「指定議案」という。）を令和6年12月木更津市議会定例会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。
- ② 次に掲げる場合であっても、指定候補者が木更津市健康増進センターの管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、木更津市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。
 - ア 上記①の議案について、木更津市議会が否決したとき。
 - イ 上記①の議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。
 - ウ 上記①ただし書により、市が指定候補者の選定を取り消したとき。

1.3 指定管理者の指定手続き等

(1) 指定管理者の指定

指定議案の議決後に、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、告示するとともに、当該指定候補者に「指定管理者指定通知書」により通知します。

(2) 指定管理者との協定締結

前記(1)の手続の後、指定管理者は木更津市と協定を締結します。

(3) 協定内容

- ① 事業計画に関する事項
- ② 事業計画が達成されなかった場合の対応に関する事項
- ③ 市が支払うべき指定管理施設の管理費用（指定管理料）に関する事項
- ④ 指定施設の利用料金に関する事項
- ⑤ 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- ⑥ 市による指示・指導に関する事項
- ⑦ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑧ 指定施設の管理に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑨ 指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関する事項
- ⑩ 公の施設で事故が発生した場合の対応に関する事項
- ⑪ 指定管理者が変更となる場合の引継ぎに関する事項
- ⑫ モニタリングに関する事項
- ⑬ 使用許可等に関する事項
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

14 指定管理者の指定の取消等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- (1) 管理運営する施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき。
- (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
- (3) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。
- (4) 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失ったとき。
- (5) 申込時に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。
- (7) 指定管理者の指定管理業務以外における法令違反等により、管理業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (8) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われなとき。
- (9) 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき。
- (10) 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部停止を求める書面による申し出があったとき。
- (11) 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
- (12) その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるとき。

15 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

16 留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合には取り消し）となる場合があります。

(2) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合には、指定管理者候補者選定委員会開催の10日前までに、辞退届を提出してください。

17 市内雇用配慮

指定管理業務において、新たに発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用促進を図るものとします。

18 公租公課の取扱い

指定管理者による公の施設の管理に伴い、当該指定管理者については、法人等にかかる法人市民税（法人県民税）、事業を行う者にかかる事業所得税、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性があります。詳しくは、市税については市役所市民税課、償却資産にかかる固定資産税は市役所資産税課に、県税については木更津県税事務所（TEL 0438-25-1110）へお問合せください。

なお、指定管理者として指定された者は、指定管理を行う施設を事業所として、必ず木更津市に法人市民税の届出を行ってください。

19 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して

令和5年10月から導入された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録を行い、適格請求書（インボイス）の発行に伴い発行したインボイスの保存等の事務に対応してください。消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」をご覧ください。

20 指定期間内の改修工事等の予定

(1) 木更津市健康増進センターボイラー等改修工事

令和7年度にプール棟機械室のボイラーの交換およびプール棟の照明設備改修工事を予定しています。予定工期は令和7年7月～令和8年2月で、プール棟は閉鎖される予定です。なお、利用者の安全を確保したうえで、トレーニングジム棟は通常営業する予定です。

(2) 市営弓道場整備

令和7年度に木更津市健康増進センター敷地内のテニスコート・ゲートボール場跡地・東屋・休憩所（現在未使用）を利用し市営弓道場を新たに建築する予定であり、予定工期は令和7年7月～令和8年2月です。工事車両の搬入路を確保するため既存の駐輪場を移設する予定ですが、木更津市健康増進センターの運営には大きな影響はない予定です。（工事概要は別紙3のとおり）

なお、当該弓道場については令和7年度に指定管理者を募集し、令和8年4月より選定（指定）された指定管理者により運営・管理される予定です。よって、令和8年4月以降は健康増進センターの指定管理者と当該弓道場の指定管理者の2つの指定管理者が同じ敷地内でそれぞれの施設を管理することとなりますが、敷地内の植栽管理業務等の分担については、令和7年度に別途協議のうえ決定するものとします。

(3) その他の工事についての考え方

施設や設備の老朽化や災害による故障や破損により安全が確保されないときなどは、改修のため一定期間休館する可能性があります。

その復旧に係る期間、営業ができないなどの場合は協議のうえ方針を決定します。

(4) 指定管理期間の経営への影響について

平成29年度に機械室およびプール室工事によりプール棟を約半年間（10月20日から3月19日）閉鎖し、改修工事を行いました。また、令和2年度には令和2年9月1日～令和3年3月31日の間プール棟を閉鎖し、プール槽の取り換えおよびプール付帯設備等の更新を行いました。指定管理の応募に際しては別紙4「利用者数・利用料金などの決算状況」の実績を参考にし、(1)の改修工事による利用者や経費（利用者数及び光熱水費など収支両面）の影響を見込み、

指定管理料を積算してください。なお改修工事を実施しなかった場合は、指定管理料の協議を行います。

21 問合せ先

木更津市健康こども部健康推進課（木更津市役所朝日庁舎）

〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号

TEL 0438-38-6981

FAX 0438-25-1350

電子メールアドレス kensui@city.kisarazu.lg.jp